

## 「賃上げ環境整備支援事業」運営業務に係る受託候補者募集要項

### 1 委託業務の名称

「賃上げ環境整備支援事業」運営業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 3 契約金額の上限

金90,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 4 業務内容

本事業は市内中小企業等を対象に、専門家の伴走支援を受けながら実施する「省力化・生産性向上に資する設備投資・機器購入」を支援するものであり、当該補助金に係る周知、申請受付、審査、実績報告の確認、問合せ対応等の事務局機能を円滑かつ適正に実施するとともに、専門家派遣機関との連携を通じて、効果的な事業運営を行う。

### 5 応募資格

次の各号に掲げる事項の全てを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されていること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本業務に参加する者であること。
- (3) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (7) 当該業務と同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 以下の資格要件を全て満たした場合、複数の企業が共同事業体（コンソーシアム）を構成して応募することを可能とする。

この場合、参加表明書（様式1）に構成団体等を記入して提出すること。

ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(7)の要件を満たすこと。

イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市との窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

エ 共同事業体の全ての構成員は、別の提案者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

## 6 応募手続等

### (1) 募集期間

令和8年2月27日（金）から3月12日（木）正午まで

### (2) 提出資料

以下資料を記載の部数、提出すること。

資料名	部数	備考
参加表明書【様式1】	1部	
企画提案書【任意様式】	6部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意の様式で、企画案を提案すること</li> <li>・作成にあたっては、評価者がもれなく正確に評価できるよう、10(2)評価基準に掲げる評価項目を踏まえ作成すること。</li> <li>・企画提案書には、以下の内容を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 業務実施体制</li> <li>➤ 実施スケジュール</li> <li>➤ 業務内容（仕様書参照）に係る取組方針・実施方法・独自提案</li> <li>➤ 類似業務の実績（業務名称、契約期間、業務実績、契約金額等）</li> </ul> </li> </ul>
見積書【任意様式】	6部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛先は京都市長とすること。</li> <li>・消費税及び地方消費税相当額は10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること。</li> <li>・可能な限り積算根拠を明示すること。</li> </ul>
法人登記簿謄本	1部	・発行日から3か月以内のもの
直近の決算書	1部	・類する書類でも可

また、本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

資料名	部数	備考
印鑑証明書	1部	発行日から3か月以内のもの
納税証明書（国税及び京都市税）	各1部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式2】	1部	
使用印鑑届【様式3】	1部	
誓約書【様式4】	1部	

## 7 応募書類の提出方法

- (1) 提出方法  
持参（平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く））又は郵送（書留郵便に限る。）
- (2) 提出受付期限  
令和8年3月12日（木）正午まで（必着）
- (3) 提出場所  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市産業観光局地域企業振興室（担当：吉田、岩井）  
（電話：075-222-3329／FAX：075-222-3331）

## 8 企画提案に関する質問・回答

- (1) 質問受付期間  
令和8年2月27日（金）から3月4日（水）午後5時まで  
※期限後の質問は、一切受け付けない。
- (2) 質問方法  
電子メールのみとする（様式不問）。件名は、「賃上げ環境整備支援事業運営業務に関する質問」とし、電子メール送信後は電話で受信確認を行うこと。
- (3) 提出先メールアドレス  
[chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp](mailto:chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp)
- (4) 質問への回答  
全ての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページにおいて掲載する。（令和8年3月6日（金）予定）

## 9 企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書に基づいて、応募者がプレゼンテーションを実施し、本市が設置する審査委員会が審査する。

- (1) 日時  
令和8年3月16日（月）午前（予定）で別途指定する日時
- (2) 場所  
京都市役所本庁舎 産業観光局会議室
- (3) 注意事項等  
ア プレゼンテーションの実施時間は20分程度とし、企画提案の説明時間は10分程度、審査委員からの質問及びその回答時間は10分程度とする。  
イ プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とする。  
ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書で実施することとする。（パソコン、プロジェクター及びスクリーン等は使用できません）

## 10 提案の審査・選定等

### (1) 選定

「賃上げ環境整備支援事業」運營業務受託候補者選定委員会設置要綱に基づき受託候補者選定委員会を設置し、同委員会において、提出された企画提案書について、評価基準に基づき採点し、審査員の評価の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。

### (2) 評価基準

ア 審査に当たっては、別に定める評価基準に掲げる評価項目に基づき評価する。

イ 審査員の評価の最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。なお、金額が同額の場合、当該者は当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。

ウ 応募者が1者であっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

エ 上記に関わらず、審査員の評価の平均点が60点未満の場合は、受託候補者として選定しない。

### (3) 通知

受託候補者選定後、応募者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、京都市公式ホームページ（京都市情報館）上にて、評価点及び選定理由を公表します。

なお、審査の経過等に関する問合せには応じません。

### (4) 公表

選定結果通知日の翌営業日以降に、選定結果、応募者、評価点及び選定理由が分かる情報を公表するものとする。ただし、審査内容については公表しない。

### (5) 契約

ア 受託候補者と本市との間で、委託内容や経費等について詳細を調整の上、委託契約を締結する。また、契約に関する費用（収入印紙代を含む）は、受託候補者の負担とする。

イ 契約代金の支払については、原則精算払いとするが、必要に応じて、部分的な前金払いを認める。

ウ 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合は次順位者を受託候補者とする。

## 11 スケジュール

日 時	概 要
令和8年2月27日（金）	公募開始
3月 4日（水）	質問提出期限（午後5時まで）
3月 6日（金）	質問に関する回答
3月12日（木）	各種必要書類の提出期限（正午まで）
3月16日（月） 予定	企画提案の審査
3月19日（木） 予定	受託候補者の決定・通知

企画提案の審査、受託候補者の決定・通知する日は個別に連絡する。

## 1 2 注意事項

- (1) 次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。
  - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
  - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) その他
  - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
  - イ 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。  
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
  - ウ 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
  - エ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
  - オ 全ての提出書類は、返却しない。